豊島区私立幼稚園等の入園に伴う負担軽減補助事業実施要綱

平成19年9月3日 子ども家庭部長決定

制 定 昭和53年4月26日 全部改正 平成19年9月 3日

改 正 平成24年7月 9日

改 正 平成26年9月25日

改 正 平成27年9月24日

改 正 平成27年12月28日

改 正 平成31年 1月28日

改 正 令和元年 10月30日

(目的)

第1条 この要綱は、幼児教育の重要性に鑑み、私立幼稚園等に就園する幼児(以下「園児」という。)の保護者に対して補助金を交付することにより、その入園時の負担を軽減し、もって幼児教育の振興と充実を図ることを目的とする。

(用語)

- 第2条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 私立幼稚園等

学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に定める私立の幼稚園及び私立幼稚園等園 児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱(東京都総務局長決定 58 総学一第138 号)に定める幼稚園類似の幼児施設をいう。

(2) 幼児

当該補助年度に、満4歳、満5歳、満6歳に達する者及び満3歳に達した者をいう。ただし、学校教育法第18条の定めにより、就学させる義務を猶予又は免除された保護者の子が私立幼稚園等に通園している場合には、これらの者も含めることができる。

(3) 保護者

私立幼稚園等に入園料を納入する義務を負っている者をいう。

(補助金の交付対象)

- 第3条 補助金は、私立幼稚園等の入園時に区内に住所を有する園児の保護者であって、世帯全体の区市町村民税所得割額の合計が42万円以下ならびに当該入園に際して当該年度に入園料を納入したものに対して交付する。
- 2 前項の規定にかかわらず、既に同種の補助金の交付対象となった園児の保護者及び世 帯全体の区市町村民税所得割課税額が不明である世帯の園児の保護者に対しては、補 助金を交付しない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、区長が特に認めた場合はこの限りでない。

(保護者の所得に係る寡婦・寡夫控除のみなし適用)

- 第4条 寡婦・寡夫控除が適用されない未婚のひとり親(養育者及び扶養義務者に限る) のうち、以下の要件を満たすものについては、所得の算定において、寡婦・寡夫控除 を受けた者と同様、27 万円(つぎの(1)のうち扶養親族である子を有し、かつ、前 年の合計所得金額が500万円以下である場合には35万円)を控除することとする(以 下「みなし適用」という。)。
 - (1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除き、前年の総所得金額等が38万円以下の者)を有するもの
 - (2) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除き、前年の総所得金額等が38万円以下の者)を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、園児1人について50,000円とする。また、納入した入園料の額が補助金の額に満たない場合には、当該入園料の額とする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする保護者は、つぎの各号に定める書類を提出し、補助金の交付申請をするものとする。
 - (1) 施設等利用費及び私立幼稚園等園児保護者補助金申請書(豊島区私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱別記第1号様式。以下「申請書」という。)
 - (2) 入園料を納入した証明書
 - (3) 当該年度の住民税の課税証明書等
 - (4) 住民票、在留カード又は特別永住者証明書
 - (5) 私立幼稚園園児保護者補助金申請にかかる個人番号の調書(豊島区私立幼稚園 等園児保護者負担軽減補助金交付要綱別記第2号様式)
 - (6) 生活保護受給証明書
 - 2 前項第3号から第6号に規定する書類は、保護者が区の公簿等により確認すること に同意し、かつ公簿等による確認ができた場合において、添付を省略することができ る。
 - 3 申請書は、区が指定した申請期間までに区長に提出するものとする。この日までに 提出しない場合は、当該年度の私立幼稚園等の入園に伴う負担軽減補助金は交付しな い。
 - 4 第4条の寡婦・寡夫控除のみなし適用を受けようとする保護者は、「豊島区寡婦・寡夫控除みなし適用の申出書」(豊島区私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱別記第3号様式)に必要書類を添えて提出しなければならない。

(申請内容の変更)

第7条 補助金の交付を受けようとする保護者は、申請内容に変更があった場合は、「申請

者変更届兼振込先口座変更届」(豊島区私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付 要綱別記第4号様式)又は「氏名変更届」(豊島区私立幼稚園等園児保護者負担軽減補 助金交付要綱別記第5号様式)を速やかに区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第8条 区長は、補助金の交付申請があったときは、申請書及び関係書類を審査し、補助金を交付するものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。
- 2 区長は、補助金の交付を決定したときは施設等利用費及び豊島区私立幼稚園等園児保護者補助金交付決定通知書(豊島区私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱別記第6号様式)により保護者に通知するものとする。

(補助金に関する調査)

第9条 区長は必要と認めた場合には、補助金の交付を受けた保護者に対して報告を求め、 又は必要な調査を行うことができる。

(決定の取消し)

第10条 区長は、保護者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたと認めたとき、又は補助額が保護者が私立幼稚園等に納入した入園料を上回ると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(補助金の返環)

第 11 条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に 補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(書類の保存)

第12条 この要綱に規定する関係書類の保存は、5年とする。

附則

この要綱は、昭和57年5月10日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、昭和58年5月20日から施行し、改正後の規定は、昭和58年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和61年6月4日から施行し、改正後の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月9日から施行し、改正後の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、昭和63年4月18日から施行し、改正後の規定は、昭和63年4月1日から適用する。
- 2 この要綱適用前に納入された昭和 62 年度の 3 歳児の入園料については、昭和 63 年度に納入されたものとみなす。

附則

- 1 この要綱は、平成元年6月7日から施行し、改正後の規定は、平成元年4月1日から 適用する。
- 2 平成元年度の補助対象については、新要綱第3条の規定にかかわらず、昭和62年度 及び昭和63年度に入園料を納入した幼児の保護者のうち、旧要綱に基づき補助金の交 付を受けた者以外の保護者も対象とする。
- 3 前項の規定により補助の対象となる保護者に対する新要綱第 4 条の適用については、 当該保護者世帯は、市区町村民税の所得割額が 9 9,000円を超える世帯とみなす。 附 則

この要綱は、平成2年5月7日から施行し、改正後の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成3年5月7日から施行し、改正後の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成4年4月17日から施行し、改正後の規定は、平成4年4月1日から 適用する。

附則

この要綱は、補助金、助成金等の請求書廃止に伴う関係要綱の整理に関する要綱に基づき、平成5年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年5月15日から施行し、改正後の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成14年4月17日から施行し、改正後の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成 16 年 6 月 18 日から施行し、改正後の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 この要綱は、豊島区事案の決定等に関する規程 (平成 17 年豊島区訓令甲第 2 号) 第 3 条及び第 4 条の規定により、総務部長の決定区分とする。

附則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成19年9月3日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、豊島区事案の決定等に関する規程(平成17年豊島区訓令甲第2号)第 3条及び第4条の規定により、子ども家庭部長の決定区分とする。

附則

1 この要綱は、平成24年7月9日から施行し、第3条第1項は平成24年4月1日から 適用する。

附則

1 この要綱は、平成 26 年 9 月 25 日から施行し、第 3 条第 1 項は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成 27 年 9 月 24 日から施行し、第 3 条第 1 項は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和元年 10 月 30 日から施行し、改正後の規定は、令和元年 10 月 1 日から適用する。